

## 船舶事故調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月24日 07時25分ごろ
発生場所	山口県萩市松本川左岸付近 鶴江台灯台から真方位134°290m付近 (概位 北緯34°25.3′ 東経131°24.1′)
事故の概要	漁船 昭幸丸は、北西進中、また、渡船（船名なし）はろかいにより南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月5日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 昭幸丸、1.8トン YG3-55025（漁船登録番号）、個人所有 B 渡船（船名なし）、総トン数なし（全長7.48m） なし、山口県萩市
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長が1人で乗り組み、萩市北方沖の漁場に向けて松本川左岸の係留地を出航し、低速力で下流に向けて北西進中、右舷船首方に川に飛び込む人の姿を認めた直後、A船の船首先端部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、出航の際、周囲を一見して他船が見えず、他船の機関音も聞こえず、ふだん、渡船が通航している時間帯でもなかったため、周囲に他船がないと思い航行していた。</p> <p>船長Aは、B船の舷縁が低く、木製で船体の色がくすんでいたため、B船を見落としてしまったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船は、操縦者B及び旅客1人が乗船し、操縦者Bが船体中央部右舷側に左舷方に向けて立ち、船尾から出した櫓を漕いで松本川の右岸から左岸の船着き場に向けて南西進していた。</p> <p>操縦者Bは、右岸の船着き場を離れる際、A船が出航するのを認め、その動静を見ていたが、A船が、左舷前方約50mに接近した際、いつも他船が渡船を避けてくれていたので、A船がB船を避航するものと思った。</p>

	<p>操縦者Bは、航行を続けていたところ、A船の針路に変化がなく接近するのを認め、大声で叫んだが、その後もA船が接近し続けたので、船尾から川に飛び込み、その直後にB船の左舷中央部とA船の船首先端部とが衝突した。</p> <p>旅客は、衝突した際、船首部にいた。</p> <p>操縦者Bは、ふだんB船を運航する際、救命胴衣を着用し、旅客にも救命胴衣を着用させていたが、B船の運航時間（07時～18時）において、通常、10時前後に最初の渡船の利用がある中、本事故当日は思いがけず早い時間に旅客が来たので、救命胴衣を待機小屋から持ち出すことを失念し、救命胴衣を着用せず、旅客にも救命胴衣を着用させていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、低速力で松本川を下流に向かって北西進中、船長Aが、出航の際、周囲を一見して他船が見えず、他船の機関音も聞こえず、ふだん渡船が通航している時間帯でもなく、周囲に他船がないものと思い航行を続けたことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、松本川を右岸から左岸に向けてろかいにより南西進中、操縦者Bが、A船を出航時から認めていたが、いつも他船が渡船を避けてくれており、A船がB船を避航するものと思い航行を続けたことから、接近するA船に向かって大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が低速力で北西進中、B船がろかいにより南西進中、船長Aが、周囲に他船がないものと思い航行を続け、また、操縦者Bが、A船がB船を避航するものと思い航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、周囲に他船がないと思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・無動力船の操縦者は、接近する動力船を認めた場合、動力船が避航してくれることを期待することなく、継続して動静を監視し、十分に余裕のある時機に避航動作をとること。</li> <li>・ろかい舟の乗船者は、救命胴衣を着用することが望ましい。</li> </ul>